

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月11日
【四半期会計期間】	第9期第2四半期（自平成23年7月1日至平成23年9月30日）
【会社名】	株式会社エスクリ
【英訳名】	E S C R I T I N C .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岩本 博
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山三丁目2番5号 南青山シティビル
【電話番号】	03-5410-8822
【事務連絡者氏名】	取締役上級執行役員管理本部管掌 杉山 慎一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山三丁目2番5号 南青山シティビル
【電話番号】	03-5410-8822
【事務連絡者氏名】	取締役上級執行役員管理本部管掌 杉山 慎一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期 第2四半期 累計期間	第9期 第2四半期 累計期間	第8期
会計期間	自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日	自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日	自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日
売上高(千円)	3,115,181	4,355,010	6,883,334
経常利益又は経常損失() (千円)	154,733	145,565	596,655
四半期(当期)純利益又は四半期純損失() (千円)	94,570	164,553	351,376
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	-	-	-
資本金(千円)	478,090	482,777	478,090
発行済株式総数(株)	3,730,000	3,742,500	3,730,000
純資産額(千円)	929,672	1,036,216	1,187,690
総資産額(千円)	3,982,039	6,606,715	5,814,537
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額() (円)	25.35	44.05	94.21
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	94.08
1株当たり配当額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	23.3	15.6	20.4
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	405,536	441,007	1,031,011
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	727,262	1,054,121	2,234,713
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	14,411	266,825	1,305,699
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	871,994	935,019	1,281,307

回次	第8期 第2四半期 会計期間	第9期 第2四半期 会計期間
会計期間	自平成22年 7月1日 至平成22年 9月30日	自平成23年 7月1日 至平成23年 9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	40.79	4.07

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第9期第2四半期累計期間については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。また、第8期第2四半期累計期間については希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期累計期間におけるわが国の経済状況は、3月11日に発生した東日本大震災とその後の福島第一原子力発電所の事故の影響を受けた経済活動に回復の兆しが見られるものの、世界経済の下振れ懸念に伴う円高の進行や欧州の経済危機など、依然として先行き不透明な状況となっております。

このような環境下、当社は「施設スタイルにこだわらない都市型プライダルオペレーター」として、東京23区および政令指定都市に展開した挙式・披露宴施設の運営を継続してまいりました。

新規施設の出店については、大都市圏の認知度が高く、アクセス性の良い立地に合計4施設9パンケットをオープンいたしました。具体的には平成23年4月に専門式場スタイルである「ラグナヴェール NAGOYA」（栄駅事業所）、「ザ マグナス TOKYO」（銀座事業所）、「ラグナヴェール OSAKA」（堂島事業所）を、平成23年5月にレストランスタイルである「ラグナヴェール PREMIER」（大阪駅事業所）をそれぞれオープンいたしました。これらにより平成23年9月30日現在における当社の施設数は10施設、パンケット数は22パンケットとなっております。

また、大阪駅事業所において駅直結という利便性の高さを活かし、婚礼料理で培ったノウハウを注ぎ込んだ高価格帯フレンチレストランを開業いたしました。

さらに、結婚式準備の作業効率化による新郎新婦の作業負担軽減やゲストによる挙式・披露宴づくりを行うことができるソーシャルメディアウェディングサービス「Anniversary Create（アニバーサリークリエイト）」を開発し、平成23年9月より運用開始いたしました。

この結果、当第2四半期累計期間の業績は、売上高4,355,010千円（前年同期比39.8%増）、営業損失112,021千円（前年同期は175,058千円の営業利益）、経常損失145,565千円（前年同期は154,733千円の経常利益）、四半期純損失164,553千円（前年同期は94,570千円の四半期純利益）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物は、935,019千円となり、前事業年度末より346,287千円減少いたしました。

当第2四半期累計期間における「営業活動によるキャッシュ・フロー」は441,007千円（前年同四半期比8.7%増）の収入となりました。その主な要因は、税引前四半期純損失を145,749千円、減価償却費を417,991千円計上したこと、また、前受金の増加320,612千円があった一方で、法人税等の支払い1204,454千円があったこと等によるものであります。

「投資活動によるキャッシュ・フロー」は1,054,121千円（同44.9%増）の支出となりました。その主な要因は、新規出店や既存設備の改修等に伴う有形固定資産の取得による支出823,295千円、基幹システム導入等に伴う無形固定資産の取得による支出132,743千円があったこと等によるものであります。

「財務活動によるキャッシュ・フロー」は266,825千円の収入（前年同四半期は14,411千円の収入）となりました。その主な要因は、長期借入れによる収入665,000千円、短期借入金の増加192,000千円があった一方で、長期借入金の返済による支出529,420千円があったこと等によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 従業員数

当第2四半期累計期間において、新規出店等に伴う事業規模の拡大により、74名増加しております。

(6) 生産、受注及び販売の実績

当第2四半期累計期間において、ブライダル事業の生産、受注及び販売実績が著しく増加しております。これは、栄駅事業所、銀座事業所、堂島事業所、大阪駅事業所のオープンに伴う増加であります。

施行実績

当第2四半期累計期間の挙式・披露宴施行件数の実績は、次のとおりであります。

区分	施行件数(組)	前年同四半期比(%)
ブライダル事業	1,046	145.7

(注) 上記の施行件数には、小規模の式会(披露宴参加者30名未満)は含めておりません。

受注状況

当第2四半期累計期間の受注件数および残高の状況は、次のとおりであります。

区分	受注件数(組)	前年同四半期比(%)	受注件数残高(組)	前年同四半期比(%)
ブライダル事業	1,750	165.6	1,757	147.8

(注) 上記の受注件数及び受注件数残高には、小規模の式会(披露宴参加者30名未満)を含めております。

(7) 主要な設備

前事業年度末において計画中であった、重要な設備の新設等について、当第2四半期累計期間に著しい変動があったものは、次のとおりであります。

(新設)

栄駅事業所、銀座事業所、堂島事業所は4月に完成し、4月に稼働しました。また、大阪駅事業所は4月に完成し、5月に稼働しました。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,000,000
計	16,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年11月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,742,500	3,758,500	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、1単元の株式数は100株となっております。
計	3,742,500	3,758,500	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成23年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成23年6月24日定時株主総会決議による新株予約権

決議年月日	平成23年7月26日
新株予約権の数(個)	900
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	90,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,004(注)2
新株予約権の行使期間	自平成25年8月16日 至平成33年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,004 資本組入額 502
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、譲渡、質入、担保の設定その他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 当社が普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行日以後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡および株式交換による移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わないものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件は、本新株予約権の発行要項および本新株予約権の割当を受けた者と締結された新株予約権割当契約書の定めによるものとします。

平成23年7月26日取締役会決議による新株予約権

決議年月日	平成23年7月26日
新株予約権の数(個)	400
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	901(注)2
新株予約権の行使期間	自平成26年7月1日 至平成33年8月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 901 資本組入額 451
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、譲渡、質入、担保の設定その他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 本新株予約権発行日以後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡および株式交換による移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わないものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件は、本新株予約権の発行要項および本新株予約権の割当を受けた者と締結された新株予約権割当契約書の定めによるものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高(千円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日 (注)1	9,500	3,742,500	3,562	482,777	3,562	440,777

(注)1. 新株予約権(ストックオプション)の行使による増加であります。

2. 平成23年10月1日から平成23年10月31日までの間に、新株予約権(ストックオプション)の行使により、発行済株式数が16,000株、資本金および資本準備金がそれぞれ6,000千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
岩本 博	川崎市中原区	1,000,000	26.72
有限会社ブックス	川崎市中原区下小田中4丁目17-13	400,000	10.68
澁田 隆一	東京都目黒区	320,000	8.55
SBI・リアル・インキュベ ション1号投資事業有限責任組合	東京都港区六本木1丁目6-1	175,000	4.67
ジャパン・アジア・リーダーズ1 号投資事業有限責任組合	東京都世田谷区深沢2丁目3-4	147,700	3.94
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10	68,700	1.83
岩本 眞弓	川崎市中原区	60,000	1.60
高橋 新	大阪府門真市	52,100	1.39
武藤 賢市	京都市山科区	40,200	1.07
安藤 仲子	岡山県赤磐市	37,700	1.00
計	-	2,301,400	61.45

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,741,800	37,418	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、1単元の株式数は100株となっております。
単元未満株式	普通株式 500	-	-
発行済株式総数	3,742,500	-	-
総株主の議決権	-	37,418	-

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社エスクリ	東京都港区南青山三丁目2番5号南青山シティビル	200	-	200	0.00
計	-	200	-	200	0.00

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,287,807	941,519
売掛金	14,013	17,871
原材料及び貯蔵品	26,276	45,899
その他	186,560	325,936
貸倒引当金	455	391
流動資産合計	1,514,201	1,330,835
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,449,627	3,194,755
建設仮勘定	1,241,190	20,830
その他(純額)	322,869	620,434
有形固定資産合計	3,013,687	3,836,020
無形固定資産		
投資その他の資産	64,028	184,296
敷金及び保証金		
敷金及び保証金	1,061,165	1,149,246
その他	161,455	106,315
投資その他の資産合計	1,222,620	1,255,562
固定資産合計	4,300,336	5,275,880
資産合計	5,814,537	6,606,715
負債の部		
流動負債		
買掛金	257,613	371,801
短期借入金	-	192,000
1年内返済予定の長期借入金	873,678	955,462
リース債務	82,295	85,458
未払法人税等	214,750	15,500
前受金	544,585	865,197
その他	651,458	770,406
流動負債合計	2,624,381	3,255,827
固定負債		
長期借入金	1,532,437	1,586,233
資産除去債務	156,150	337,434
リース債務	177,496	136,792
その他	136,381	254,211
固定負債合計	2,002,465	2,314,672
負債合計	4,626,847	5,570,499
純資産の部		
株主資本		
資本金	478,090	482,777
資本剰余金	436,090	440,777
利益剰余金	272,367	107,814
自己株式	109	126
株主資本合計	1,186,437	1,031,242
新株予約権	1,253	4,974
純資産合計	1,187,690	1,036,216
負債純資産合計	5,814,537	6,606,715

(2) 【四半期損益計算書】
【第 2 四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第 2 四半期累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当第 2 四半期累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
売上高	3,115,181	4,355,010
売上原価	1,172,102	1,544,344
売上総利益	1,943,079	2,810,666
販売費及び一般管理費	1,768,020	2,922,688
営業利益又は営業損失 ()	175,058	112,021
営業外収益		
受取賃貸料	3,630	4,208
協賛金収入	2,036	1,654
その他	2,418	3,157
営業外収益合計	8,084	9,019
営業外費用		
支払利息	25,980	35,509
その他	2,429	7,054
営業外費用合計	28,409	42,563
経常利益又は経常損失 ()	154,733	145,565
特別損失		
固定資産除却損	2,353	183
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	34,380	-
特別損失合計	36,733	183
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 ()	117,999	145,749
法人税、住民税及び事業税	74,143	6,523
法人税等調整額	50,713	12,280
法人税等合計	23,429	18,804
四半期純利益又は四半期純損失 ()	94,570	164,553

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 ()	117,999	145,749
減価償却費	186,971	417,991
貸倒引当金の増減額(は減少)	261	64
受取利息及び受取配当金	216	109
支払利息	25,980	35,509
固定資産除却損	2,353	183
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	34,380	-
売上債権の増減額(は増加)	4,081	3,858
たな卸資産の増減額(は増加)	4,666	19,623
前払費用の増減額(は増加)	1,078	26,476
未収入金の増減額(は増加)	2,474	2,133
未収消費税等の増減額(は増加)	-	81,244
仕入債務の増減額(は減少)	18,974	114,188
前受金の増減額(は減少)	235,596	320,612
未払消費税等の増減額(は減少)	20,904	50,945
預り金の増減額(は減少)	12,653	19,350
未払金の増減額(は減少)	30,676	36,863
未払費用の増減額(は減少)	27,970	85,148
その他	6,430	25,377
小計	613,892	690,587
利息及び配当金の受取額	216	109
利息の支払額	35,520	45,234
法人税等の支払額	173,052	204,454
営業活動によるキャッシュ・フロー	405,536	441,007
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	437,325	823,295
無形固定資産の取得による支出	1,850	132,743
敷金及び保証金の差入による支出	268,664	88,522
預り保証金の返還による支出	20,000	10,000
その他	577	441
投資活動によるキャッシュ・フロー	727,262	1,054,121
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額(は減少)	-	192,000
長期借入れによる収入	250,000	665,000
長期借入金の返済による支出	191,136	529,420
株式の発行による収入	-	9,375
割賦債務・リース債務の返済による支出	34,262	70,112
株式公開費用の支出	9,735	-
株式の発行による支出	386	-
自己株式の取得による支出	68	16
財務活動によるキャッシュ・フロー	14,411	266,825
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	307,314	346,287
現金及び現金同等物の期首残高	1,179,309	1,281,307
現金及び現金同等物の四半期末残高	871,994	935,019

【継続企業の前提に関する事項】

当第2四半期会計期間（自平成23年7月1日至平成23年9月30日）

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期累計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）

該当事項はありません。

【追加情報】

当第2四半期累計期間 （自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）
（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用） 第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

（四半期損益計算書関係）

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 （自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）	当第2四半期累計期間 （自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）
地代家賃	476,896千円	699,339千円

（四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 （自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）	当第2四半期累計期間 （自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）
現金及び預金勘定	878,494千円	941,519千円
預入期間が3か月を超える定期預金	6,500	6,500
現金及び現金同等物	871,994	935,019

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前第2四半期累計期間（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）および当第2四半期累計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）

当社は、プライダル事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額または1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()	25円35銭	44円5銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (千円)	94,570	164,553
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額()(千円)	94,570	164,553
普通株式の期中平均株式数(株)	3,729,959	3,735,215
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 当第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。また、前第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月9日

株式会社エスクリ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水 上 亮比呂 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	早稲田 宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エスクリの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第9期事業年度の第2四半期会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エスクリの平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。